

### 第37回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月19日（水）午後1時30分  
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

#### 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
  - (1) 報告第1号 土地改良事業参加者資格の承認について
  - (2) 報告第2号 農地法第5条の規定による許可について
  - (3) 議案第1号 農用地利用集積計画について
  - (4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進基本構想の変更について
  - (5) 議案第3号 農用地の買入協議に係る要請について
  - (6) 議案第4号 農地法施行規則第95条1号該当の有無に関する意見について農業委員会意見書について
  - (7) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (8) 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (9) 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (10) 議案第8号 非農地証明願について
  - (11) 議案第9号 令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について
- 5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之	2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫
4番 瀧田 歌子	5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子
7番 助川 悦夫	8番 阿見 芳	9番 高瀬 隆至
10番 郡司 裕一	11番 屋代 幸子	12番 森 隆道
13番 荒井 一夫	14番 越沼 良	15番 鈴木 賢一
16番 相馬 和恵	17番 木村 光一	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
  - (1) 農地振興係長 生田目 友理子
  - (2) 農地調整係長 金山 和 弘
  - (3) 農地調整係 菊 池 康 弘
  - (3) 農地調整係副主幹 松 本 武 久
  - (4) 農政課農政係主査 屋 代 泰 生
  - (5) 農政課農政係主事 宮 澤 拓 巳

## 8 傍聴人 なし

### 開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（金山 和弘） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第37回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、7番助川委員、8番阿見委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の生田目係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局（金山 和弘） <資料訂正箇所等の説明>

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「土地改良事業参加者資格の承認について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（菊池 康弘） <総会資料説明4ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明5ページ、別冊資料説明2ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（宮澤 拓巳） <総会資料説明 6～11ページ>

農地中間管理機構特例事業 3件

利用権設定促進事業

7件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。

ここで議事参与について発表いたします。議案第1号中に議事参与該当案件がありますことから、議案を分割して質疑、採決を行います。資料9ページ、番号7-3番について、15番鈴木委員が議事参与に該当いたします。つきましては鈴木委員は退室願います。

<鈴木 賢一委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより番号7-3番の質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

番号7-3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

番号7-3番については、原案のとおり承認することといたします。

審議終了により15番鈴木委員の入室を認めます。

<鈴木 賢一委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の未審議案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第1号の未審議案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり承認することといたします。

それでは次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (屋代 泰生) <総会資料説明 12~71ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第2号については原案のとおり承認することといたします。

次に議案第3号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程いたします。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 （金山 和弘） <総会資料説明 72 ページ、別冊資料説明 3 ページ  
A4 ヨコ資料1>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<木村 光一委員挙手>

議 長 （荒井 一夫） 木村委員。

木村 光一委員 17番木村です。

買入協議について売買価格の不一致とのことですが、今現在、貸借がなされていると思いますが、どのような結果だったのでしょうか？

事務局 （金山 和弘） 私の手元には、8筆についての貸借の情報がなく、わからない状況です。売買については、売買価格の不一致で不調になりました。

木村 光一委員 中間管理機構は介さない貸借なのでしょうか。

事務局 （金山 和弘） 貸借の経緯は不明ですが、中間管理機構は介していません。

木村 光一委員 個人対個人での貸借なのでしょうか。

事務局 （金山 和弘） 貸借の経緯については、不明ですので回答できません。

木村 光一委員 この土地は、10年前から貸借されている土地だと思います。貸借に係る契約が中間管理機構や農業公社などを介さず、相対での契約だったのかも知れません。所有者は、現在の耕作者に移譲するつもりでいたが売買の価格が不一致となったとの理解でよいのでしょうか。

事務局 （金山 和弘） 売買の相手のことなどは農業委員会事務局では不明であるため、お答えしかねます。

木村 光一委員 10年以上借り手として耕作している方が買い手となるのが一番良いと考えるが、売買協議となったが売買価格の不一致となったことから、今まで耕作していた借り手の手を離れて誰も耕作しない状況になるのでしょうか？

事務局 （金山 和弘） 農業委員会事務局では分かりません。

木村 光一委員 今までの借り手が購入するのが一番良いと考えるが、売買価格が一番の問題となると思う。中間管理機構をおせば、とおしたなりの売買価格になると思うが不調となった場合は、近隣の認定農業者が購入となると思う。双方の条件が一致すれば、おのずと売買金額が決められると考えてよいのでしょうか？

事務局 （金山 和弘） 中間管理機構で地元の認定農業者を見つけてもらえると考えます。

木村 光一委員 承知しました。

<秋本 則夫委員挙手>

秋元 則夫委員 本案件について、売買価格の不一致とあるが価格はどれくらいの開きがあったのでしょうか？

事務局 (金山 和弘) 売渡希望価格が1, 100万円、買入希望価格は1, 000万円でありまして100万円の開きがあり、売買価格の不一致となりました。

面積は25, 712平方メートルであり、10アール当たりの売渡希望価格は427, 000円、買入希望価格は388, 000円であります。

事務局 (金山 和弘) 補足説明いたします。先ほど8筆に貸借がついているかとの質問がありましたが、貸借はついておりません。

議長 (荒井 一夫) その他、本議案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第4号「農地法施行規則第95条1号該当の有無に関する意見について」を上程いたします。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 73ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。高瀬委員。

現地調査担当委員 (高瀬 隆至) 議案第4号、農地法施行規則第95条1号該当の有無に関する意見について、7月18日、第4班で現地調査をいたしました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、該当すると思われます。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり決定することといたします。

次に議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程  
します。申請件数は8件です。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明 74～78 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告  
願います。高瀬委員。

現地調査担当委員（高瀬 隆至） 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請  
について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、  
許可することに問題はないと思われます。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） ここで議事参与について発表いたします。本件は、議事参  
与に該当する案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行  
います。

まず、番号31番から33番の3件について、10番郡司委員が議事参  
与に該当いたします。郡司委員は退室願います。

<郡司 裕一委員退室>

議長（荒井 一夫） これより番号31番から33番の質疑を行います。質疑は  
ございませんか。

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号31番から33番について、原案のとおり許可することに賛成の  
方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。本議案は原案のとおり許可するこ  
とといたします。審議終了により10番郡司委員の入室を認めます。

<郡司 裕一委員入室>

議長（荒井 一夫） 続きまして、議案第5号の残りの案件についての質疑を行  
います。質疑はございませんか。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 申請番号26、27、28についてですが、3名とも売買価格に  
ばらつきがありますが経緯はどうであったのでしょうか。

事務局（金山 和弘） 売買価格の単価の経緯については分かりかねます。売買を  
行った各個人が所有する筆ごとに売買価格を設定するため、農業委員会事務  
局が筆ごとの売買価格を10アール当たりの単価に換算して記載したもの  
です。

木村 光一委員 近隣地なのにもかかわらず売買価格に開きがある。各個人との交  
渉ととらえてよいのでしょうか。

事務局（金山 和弘） そのとおりです。

議長（荒井 一夫） そのほかございますか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 申請番号30番についてですが、当該地は面積が29.75平方メートルであり、10aあたり1,340,000円と、かなり高額な売買価格であることから新規就農が大変な状況だと感じました。

事務局 (金山 和弘) 補足説明いたします。申請番号30番においても一筆いくらかと売買価格を設定していたものを農業委員会事務局が10アール当たりの単価に換算して記載したものです。1筆4万円での設定でしたので10aあたりに換算したものが1,340,000円となりましたが、実際には一筆4万円での売買のやり取りがありました。

議長 (荒井 一夫) そのほか質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料79ページ、別冊資料説明5ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。高瀬委員。

現地調査担当委員 (高瀬 隆至) 議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請について、現地を調査した結果を報告いたします。

加治屋地内の申請番号5ですが、東側以外は住宅地等に囲まれた農地で、ハウスの骨組みだけが残っている状態です。残地については適切に管理することです。隣接地へは、影響がないよう施工することですので、許可することに問題はないものと思われれます。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 事業予定地とその南側も含めて、一つの大きな園芸用のビニールハウスがあると思いますが具体的にどうするのでしょうか。全撤去するのか、事業計画区域のみ撤去し残りは補強とするのか、詳細な説明をお願いします。

<事務局挙手>

事務局 (金山 和弘) ビニールハウスは、全撤去となります。撤去後の残地は畑として活用すると計画されております。

議長 (荒井 一夫) そのほか質疑はございませんか。質疑がないようですので、

採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は9件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（菊池 康弘・金山 和弘）

<総会資料80～82ページ、別冊資料説明6ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。高瀬委員。

現地調査担当委員（高瀬 隆至） 議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、現地を調査した結果を報告いたします。

須賀川地内の申請番号17、18、19については、すでに敷地の一部となっています。隣接地へは、影響がないようです。許可することに問題はないものと思われま

す。富士見2丁目地内の申請番号20、21ですが、現地は、草が伸びていました。西側に農地が残りますが、周辺への影響は軽微であると判断し、許可することに問題はないものと思われま

す。黒羽向町地内の申請番号22ですが、現地は少し雑草が繁茂しています。周囲に農地はなく、周辺への影響はないと思われま

す。今後の管理を適切に行うとのことですので、許可することはやむを得ないものと思われま

す。荻野目地内の申請番号23についてですが、現地は、適切に管理している状況でした。南側に農地が残りますが、農地への影響も少ないと思われ

ることから、許可することに問題はないものと思われま

す。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 申請番号22番についてですが、落葉樹を植える予定とのこと



すが樹種は何でしょうか。

<事務局挙手>

事務局 (菊池 康弘) 樹種は全部で8種類を植樹予定です。ケヤキ、オニグルミ、イタヤカエデ、トチノキ、ヤマハンノキ、センダン、サクラ、ミズキとなっております。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 今、説明のあった全8種類ですが、いずれも高木になります。転用申請者からは、多くの種類の樹木をかなりの本数を植える旨の説明はあったのでしょうか。

<事務局挙手>

事務局 (菊池 康弘) 本件については、転用申請者に樹木が成長した後の管理について直接問い合わせを行いました。それに対する回答ですが、高木になる前に伐採、間伐を行うなどして適正に管理を行い、植樹したまま放置はしないそうです。植樹することにより近隣住民への影響を確認したところ、すでに転用申請者は隣接住民に対し植樹することを説明済みであり、同意を得た住民もいるようです。今後も周辺住民に対し、植樹への理解を得るための説明を継続して行うとの回答でした。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 樹種が多いようだが、何を何本植えるなどの計画書はありますか。

事務局 (菊池 康弘) 植栽本数は、200本を予定しております。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 5年、10年で相当な背丈に成長する樹種ばかりです。2、3年で1メートルや2メートルは、伸びてしまう。周辺住民に植樹の同意を得たとのことですが、20年30年と管理を放置することのないよう事務局からの指導をお願いしたい。

議長 (荒井 一夫) 住宅街に高木になる樹種を植樹する計画ですので、高木にならないように適正に管理することを許可の条件とするなど、お願いを事前にしておいたほうが良いのではないかと思います。

その他、皆様からご意見はありますか。

<森 隆道委員挙手>

森 隆道委員 今回の植樹はすべて落葉樹となると、周辺地に対する落ち葉の被害が予想されますが対応はいかがでしょうか。

<事務局挙手>

事務局 (菊池 康弘) 計画書には落ち葉の記載はありませんでしたが、高木になることを懸念することや落ち葉被害などが農業委員会総会で委員から意見が出されたことを伝え、管理の徹底を指導したいと思います。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 申請番号24番について、車両が走行できない状況にも関わらず受人はその土地を購入したので、次の目的があるのではないかと疑念を抱かざるを得ません。本当に資材置場として活用するのか疑問に思います。

事務局 (金山 和弘) 別冊資料10ページをご覧ください。

最終的には今回の申請地を宅地化するのではないかと考えられます。現段階では今回の申請地を宅地にはできないため、ゆくゆくは宅地とする計画があるのではないかと考えられます。

佐藤 孝委員 今後、承認するか否かの判断になるのでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 本申請地は、資材置場として転用する予定です。認定外道路を通過して当該申請地に資材を搬入、搬出するのは現実的ではありません。

ただし、この土地をこのままにしておいても農地として活用するも難しいのです。現実的な土地活用としては、農地を資材置場として維持管理をし、最終的には宅地化することではないかと思っております。

議長 (荒井 一夫) 私からも意見を述べたいと思います。別冊資料からも確認できるように、現状での転用許可は疑問が残ります。しかしながら、現在、開発分譲されている場所と一体で宅地化するのではなく、時間をかけて開発分譲した後に隣接地からの進入路を確保する計画を今から立てておくこととして、今現在は、この農地の管理を適正にしていただければと考えます。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 先に申請された案件については、すでに許認可されているため、開発分譲が行われた後に本申請地を段階的に許可すればよいのかなと思います。

議長 (荒井 一夫) 本申請について無条件に許可するのか、条件付きで許可するのかを含めて、どのように採決するのか意見はございますか。

<滝田 歌子委員挙手>

滝田 歌子委員 現地確認をしてまいりました。本申請地は農地として耕作に適していません。下刈りなどの管理はしてありますが進入不可能であるため耕作できないのが現実です。今回、不許可となりこの土地が何年もの間、放置される状況が懸念されます。私は、許可相当として受人に適切に管理してもらったほうが良いのではないかと思います。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 申請番号24番ですが、以前、農地法第3条の規定による許可申請を却下された数日後に、現在開発されている箇所に重機置場として使用しているのを目撃しており、そもそも農地として使われていないこと見ております。諸般の事情も理解できますが、今回は許可を見送り、今後、許可するための条件をいくつか付させ、条件や状況を整えた上で改めて申請

を提出いただくのが良いのではないかと思います。

議長（荒井 一夫） ほか、ご意見ございますか。

議長（荒井 一夫） 申請番号24番について、多くの委員から忌憚のないご意見、ご助言をいただきました。いただいたご意見やご助言を勘案して採決としたいと思います。

申請番号24番については、事業内容を検討し直して申請の再提出をしていただいた上で再度、許可するか否かの判断をしていくこととし、今回は採決しないことでいかがでしょうか。

<異議なし>

議長（荒井 一夫） 続きますして、議案第7号の申請番号24番以外の案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号24番以外の案件について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第7号の申請番号24番以外の案件は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第8号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（菊池 康弘） <総会資料83、84ページ、別冊資料説明11～15ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。高瀬委員。

現地調査担当委員（高瀬 隆至） 議案第8号、非農地証明願いについて、現地を調査した結果を報告いたします。

若松町地内の申請番号11です。現地は、進入路との境に「もがり」があり、大きな木が数本植えてありました。証明することに支障はないと思われます。

大輪地内の申請番号12です。現地は、住宅の敷地となって数十年経過しているような状況です。証明することに支障はないと思われます。

浅香3丁目地内の申請番号13です。現地は、木が植えてあり、周辺に農地もなく、農地への復元は困難である状況から、証明することはやむを得ないものと思われます。

若草1丁目地内の申請番号14です。現地は、倉庫、駐車場として利用されており、周辺に農地もなく、農地への復元は困難である状況から、証明することはやむを得ないものと思われます。

新富町3丁目地内の申請番号15です。現地は、何かに利用されている状況ではありません。狭小で農地としての利用価値も低く、周辺に農地もな

いことや、事務局からの説明にあったように現在に至るまでの経過にまで考えをおよぼすと、証明することはやむを得ないものと思われま

以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第8号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第9号「令和6年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」を上程します。

事務局からの説明をお願いします。

事務局 (生田目友理子) <総会資料別紙>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり要望することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第9号は、原案のとおり要望することといたします。

議長 (荒井 一夫) それでは本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<事務局挙手>

議長 (荒井 一夫) 事務局どうぞ。

事務局 (金山 和弘) <別紙資料3>

議長 (荒井 一夫) ただいまの説明について、ご質問等がございますか。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 以前、水質検査の要望があったが、対応はどのようになったか、お伺いしたい。

事務局 (金山 和弘) 敷地内を浸透しての最終的な水質検査については、地元自治会が生活環境課に要望書を提出しております。生活環境課は事業者に対し、水質検査を行うよう要望しております。事業主が水質検査をする際は、

地元自治会長へ連絡をするよう伝達してありますが、未だ事業者より連絡はないそうです。

浸透しての水質検査は任意であるため、生活環境課が土砂条例で指令が出せるものではないとのこと。

議長（荒井 一夫） ほかにございませんか。

皆さまから特にないようなので、以上で第37回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時23分 閉会